

# 奈良市地域活動推進交付金交付要項

## (目的)

第1条 この要項は、地区自治連合会に対し、その事業に要する経費の一部について地域活動推進交付金（以下「交付金」という。）を交付することにより、地域コミュニティの推進に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要項において「地区自治連合会」とは、「奈良市自治連合会」を組織する団体をいう。

## (対象)

第3条 交付金の交付対象は、複数の単位自治会が加入している各地区自治連合会とする。

## (対象事業)

第4条 交付金の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 地域の対話促進及び地域コミュニティの推進に必要な事業
- (2) 単位自治会要望事項などの集約に関する事業
- (3) 地域がともに支えあう地域福祉（防災・防犯活動を含む）の充実に関する事業

## (交付金の額)

第5条 交付金の額は、予算に定める額の範囲内において、市長が定める次の各号に掲げる額を合算した額とする。

- (1) 均等割額
- (2) 世帯割額

2 前項第2号に掲げる世帯割額は、次の各号に掲げる基準により算定するものとする。

- (1) 当該年度の4月1日現在の各地区自治連合会に加入している単位自治会の加入世帯数をもって算定する。
- (2) 当該年度の途中で新たに結成された地区自治連合会にあつては、前号の規定にかかわらず、結成時において、当該地区自治連合会に加入している単位自治会の加入世帯数をもって算定する。
- (3) 交付金は、市の会計年度ごとに算定する。ただし、当該年度の途中で結成された地区自治連合会に対しては、当該年度の9月30日までに結成した連合会には全額を交付し、10月1日以降に結成した連合会については、年度末に至る月数をもって按分交付する。

(交付金の申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする地区自治連合会の代表者（以下「地区自治連合会長」という。）は、交付金交付申請書（別記第1号様式）に事業計画書、予算書を添え市長に提出しなければならない。

(交付金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、適正と認めた場合は、交付金交付決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(交付金の請求)

第8条 前条の通知を受けた地区自治連合会長は、請求書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付金の支払)

第9条 市長は、前条の規定による交付金の請求を受けたときは、速やかに交付金を交付するものとする。

(変更等の承認)

第10条 地区自治連合会長は、交付申請内容を変更しようとするときは、直ちに変更承認申請書（別記第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

る。

(実績報告)

第11条 地区自治連合会長は、事業が完了したときは、速やかに事業報告書及び収支決算書を市長に提出するものとする。交付金の交付の決定に係る会計年度が終了したときも、また、同様とする。

(決定の取消し)

第12条 市長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。
- (2) 交付金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号のほか事業に関して交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他この要項に違反したとき。

(交付金の返還)

第13条 市長は、地区自治連合会が次のいずれかに該当するときは、返還命令書（別記第5号様式）により期限を定めて、既に交付した交付金の全部又は一部の交付金の返還を命ずるものとする。

- (1) 第10条の規定による変更承認により、返還の必要があると認められたとき
- (2) 第11条の規定による実績報告の内容を審査した結果、交付対象経費が交付額に満たないとき
- (3) 第12条の規定により交付金の交付の決定を取り消したとき

(その他)

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

(旧要綱の廃止)

2 奈良市地区自治連合会交付金交付要綱（昭和56年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、令和3年4月1日から適用する。